

雄川の滝 利用者負担制度

南大隅町と環境省による協議及び「観光施設利用者負担制度検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)における意見並びに令和5年11月に実施した実証実験の結果等を踏まえ、雄川の滝における「利用者負担制度」は以下の通りとなります。

1. 目的

霧島錦江湾国立公園に指定されている「雄川の滝」において、持続可能な形で利用者の安全、利便性及び豊かな自然環境を維持することを目的に、利用者負担制度を導入する。

※以降、雄川の滝の「利用者」とは、主として「雄川の滝の遊歩道及び展望デッキを利用する者」を指す。

2. 負担金の種類

任意の協力金ではなく、対象者全員が必ず支払う負担金とする。

3. 使途

雄川の滝における施設の維持管理、繁忙期の対応、自然環境の保全、利用者サービスの向上及び本制度の運用に必要な事業の財源に充てる。

4. 対象者

原則として、雄川の滝を来訪するすべての者を対象とする。
ただし、料金収受の対象エリアは遊歩道入口から展望デッキとする。

5. 収受方法

入域料の形態により、駐車場内のコンテナハウス窓口において利用者から個々に収受員が現金で収受する。
ただし、制度導入後の運用状況等を勘案し、キャッシュレス対応等も検討していく。

6. 収受金額

大人 300円／人
小学生 150円／人(幼児は無料)

【割引】障害者手帳保有者(介添え者1名を含む)

大人 200円／人(中学生以上)
小学生 無料／人(幼児は無料)

7. 収受期間・場所

収受期間は通年とする。収受時間は8時30分から17時を基本とする。
収受場所は駐車場内(又はコンテナハウス窓口)を基本とする。

8. 実施体制

南大隅町が負担金の会計管理も含めた実施・運用主体として、本制度を開始する。
ただし、制度導入後の運用状況等を勘案し、事業者への委託を検討する。

9. 会計処理等に係る透明性の確保(情報公開)

収受した負担金は、町の一般会計(特定財源扱い)において取扱い、使途事業以外で使用されることがないように管理する。
また、負担金として収受した金額及び使途事業に充てた金額等について、地域関係者及び利用者への情報公開を行う。